百舌鳥・古市古墳群航空レーザ測量図の利用承認取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議（以下、「保存活用会議」という。）が平成23年度に行った「百舌鳥・古市古墳群航空レーザ測量委託業務」の成果品である測量図（以下「測量図」といい、デジタルデータを含む。）の利用承認における基準、手続き等に関して必要な事項を定める。

（定義）

第２条　測量図の利用とは、閲覧、撮影、複写（紙・データ）等の方法による使用のことをいう。

（利用承認の基準）

第３条　保存活用会議は、学術研究、教育、その他公共の目的のために使用する場合に利用を承認する。

　　ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、これを承認しない。

　（１）「百舌鳥・古市古墳群」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあ

る場合。

　（２）特定の政治、思想、宗教等に利用されるおそれのある場合。

　（３）特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれのある場合。

　（４）不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合。

　（５）使用目的が明らかでない場合。

（６）法令や公序良俗に反するおそれのある場合。

　（７）大阪府、堺市、羽曳野市又は藤井寺市が実施する事業の妨げになるおそれがある場合。

　（８）その他承認することが不適当と認められる場合。

（利用の申請）

第４条　測量図を利用しようとする者は、「百舌鳥・古市古墳群航空レーザ測量図利用承認申請書（様式１）」（以下、「申請書」という。）を保存活用会議あてに提出し、利用の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

（１）大阪府、堺市、羽曳野市又は藤井寺市が利用する場合。

（２）新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で利用する場合。

（３）その他保存活用会議が申請を不要と認める場合。

（利用の承認）

第５条　保存活用会議は、第４条の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用の適当と認められる場合は、これを承認し、「百舌鳥・古市古墳群航空レーザ測量図利用承認書（様式２）」を交付する。

　　この場合において、保存活用会議は次に掲げる条件を附すものとする。

　　（１）目的外使用の禁止

　　（２）転貸及び改変の禁止

　　保存活用会議は、審査の結果、不承認と認められる場合には「「百舌鳥・古市古墳群航空レーザ測量図利用不承認通知書（様式３）」により、その旨通知するものとする。

（報告）

第６条　測量図を印刷物、映像等に掲載した場合は、「百舌鳥・古市古墳群航空レーザ測量図利用状況報告書（様式４）」により、その利用状況を報告しなければならない。

（遵守事項）

第７条　測量図の利用の承認を受けたものは、申請書に記載した目的のみで利用するものとし、それ以外の目的で利用する場合は改めて利用の承認を得るものとする。

（測量図の複写）

第８条　測量図の複写（データ）の利用承認が申請された場合には、保存活用会議にて複写作業を行う。複写（データ）の送受信方法は申請者との協議によるほか、記録媒体や梱包材等送受信に係る経費は申請者の負担とする。

附則

　この要綱は、平成２５年１月７日から施行する。

附則

　この要綱は、令和２年５月１５日から施行する。

附則

　この要綱は、令和6年1月23日から施行する。